

保育所入所基準等について

実施基準項目	保 護 者 の 状 況			入所基準指数	優先順位
基準番号	(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)				
形 態	区 分		適 用		
① 居宅外労働	外勤	常 勤	事業所に常時勤務している者	9	2
		パート	月16日以上、1日6時間以上 96時間	8	3
			月16日以上、1日4時間以上 64時間	7	5
	自営	本 人	居宅外の自営業で主たる従事者 月16日以上、1日7時間以上 112時間	9	2
		家 族	居宅外の自営業で父親等主たる 月16日以上、1日6時間以上 96時間	8	3
			従事者に協力従事している者 月16日以上、1日4時間以上 64時間	7	5
	農 業	月16日以上、1日4時間以上 64時間	6	5	
就 労 先 確 定	月16日以上、1日4時間以上 64時間	6	5		
② 居宅内労働	自営	本 人	月20日以上、1日7時間以上 112時間	8	3
		家 族	月20日以上、1日6時間以上 120時間	7	4
			月20日以上、1日4時間以上 80時間	6	5
	内 職	月20日以上、1日7時間以上 140時間	6	5	
		月20日以上、1日4時間以上 80時間	5	6	
③ 出産	出 産	出産予定日の前後2か月の期間	8	3	
	産休・育休明け	産休・育休明けに会社等に復帰する者	9	2	
④ 疾病等	疾 病 入 院	母親が概ね1か月以上入院	10	1	
	居 宅 療 養	疾病のため概ね1か月以上常時臥床	9	2	
		医師が長期加療（安静）を要すると診断した者	8	3	
		医師が概ね1か月以上加療（安静）を要すると診断した者	7	4	
		疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要する者	4	7	
	障 害	身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	9	2	
		身体障害者手帳3,4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B	6	5	
身体障害者手帳5,6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C		4	7		
⑤ 病看人護の等	入 院 付 添	概ね1か月以上親族の入院付添にあたっている者	9	2	
	居 宅 内 看 護	同居の家族の長期居宅内療養等介護にあたっている者	6	5	
	心身障害児者介護	心身障害児者介護、通園、通院、通学等にあたっている者	8	3	
	寝たきり老人の介護	同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっている者	8	3	
	その他の介護	上記以外の者の介護又は看護	5	6	
⑥ 育休	育 児 休 業 中	育児休業中で、既に保育を利用している2歳児クラス以上のこどもで、継続利用（職場復帰の見込みがある等）が必要な場合	4	7	
⑦ 求職	求 職 中	就職活動中の者	4	7	
⑧ 災害	家 庭 の 災 害	火災、風水害、震災等で災害復旧にあたる場合	10	1	
⑨ 特 例	前各号に類する状態であると町長が認める場合 ア、保護者が就学している場合 イ、その他世帯の状況に応じて認定する			類似する指数及び順位	
調整基準	生活保護世帯、母子・父子世帯（措置基準項目に該当する場合のみ適用）			調整指数	
	既に入所中の兄妹が継続利用をし、2人以上の同時入所となる場合			+1	

【上記基準の確認書類】

- ※上記事由の証明書・申告書類（就労証明書）
- ※③の出産については、母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されたページ）
- ※④⑤については、医師の診断等
- ※⑥については、産後休暇の期間がわかる書類（就労証明書）
- ※⑦については、誓約書の提出後、入所後2ヶ月以内に、就労証明書

【保護者が育児休業（育休）を取得した場合】

- ※保護者が育児休業（育休）中の場合は利用できません。既に入所している2歳児クラス以上の場合に限り、育休期間も継続入所可能です。育休開始時に、既に入所している2歳児未満児クラスの場合は、産後休暇後（産後8週間後の月末まで）退所となります。